

## 第14回教育委員会会議

1 日時 令和元年7月16日 火曜日 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

水口 裕輝 指導部長

藤巻 幸嗣 教務部長

松井 良浩 教職員服務・監察担当課長

弘元 介 初等教育担当課長

寺本 圭一 高等学校教育担当課長

福山 英利 首席指導主事

松田 淳至 教職員人事担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第51号	職員の人事について
議案第52号	職員の人事について
議案第53号	職員の人事について
報告第24号	令和2年度使用教科用図書の採択にかかる答申について
協議題第22号	令和2年度使用教科用図書の採択にかかる答申について
協議題第23号	教育行政点検評価報告書(素案)について
協議題第24号	職員の人事について

なお、協議題第22号から第24号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第51号から第53号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

報告第24号「令和2年度使用教科用図書の採択に係る答申について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

答申に先立ち、まず採択にかかる基本方針及び採択の仕組みについて改めて説明する。

まず、基本方針について、義務教育諸学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないと定められており、今年度においては新たに小学校の全種目の教科用図書の採択を行うこととなっている。新たに採択する教科用図書については、執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照いただき、教育委員会において採択するものとしている。

今回の採択地区については、これまでの1採択地区から4採択地区に分けて選定を行うことが決定されており、採択地区ごとに学校調査会並びに専門調査会による調査研究を実施し、地区調査会からそれらの調査結果を取りまとめ、その後、地区調査会が選定委員会に報告をし、3回の教科用図書選定委員会での調査・研究及び審議を重ねてきた。

本日、教科用図書選定委員会の調査研究を経た答申が上程される。この答申を参照いただいて、今後、教育委員会において採択するという手順である。

選定委員長の渡瀬学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

選定委員会委員長として答申について報告する。

令和2年度使用小学校教科用図書の選定について答申。令和元年5月28日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下選定委員会という）は、教育委員会から令和2年度使用小学校教科用図書の選定についての諮問を受けた。

本選定委員会は、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づいて教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意しながら、適正に教科用図書の調査研究を行った。

今回は、13種目58点について、専門調査会、学校調査会、地区調査会の調査研究の報告をもとに、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考に審議も進めた。

第1回選定委員会では、選定のための計画の立案、また調査を進めるための調査の観点の作成等を行った。調査の観点については、現場の先生方がより理解しやすいように、各学校に補足説明をした。

専門調査会は、主に校長1名と教員3名の調査委員が合議のもと、各教科書の内容について調査の観点に従って、詳細に調査研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成した。

学校調査会においては、各学校において調査の観点に従って、発行者ごとに自校にとって特に優れている点、特に工夫・配慮を要する点について調査し、特筆すべき事項があれば簡潔に記述するなどし、調査票を作成した。

地区調査会においては、専門調査会及び学校調査会の調査結果を取りまとめ、その結果を選定委員会に報告した。

第2回、第3回の選定委員会では、各調査会の調査結果と教科書展示会のアンケートの意見を事務局が集約し、資料として受け取った。選定委員会は、改めて種目ごとに地区調査会より調査の概要や調査研究の詳細について報告を受けた。

答申の作成に当たっては、地区調査会の報告をもとに協議・検討を重ね、特筆すべき事柄の根拠を明らかにした。さらに、意見が分かれる点については、選定委員が実際に見本を改めて調査し、審議を重ねた。諮問に添えられた理由に従い、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの地区ごとにふさわしい教科用図書について報告するなど、採択

権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう、大阪市教育振興基本計画等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとってより適切な教科書の調査・研究に努めた。

保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育委員会事務局代表とそれぞれの立場からの意見をいただき、議論を重ね、答申を作成した。

ここに別紙のとおり答申する。別紙1は教科書一覧表、別紙2は調査の観点、別紙3は答申である。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を代表して、選定委員会委員長である渡瀬学校教育推進担当部長から答申書を提出。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校の答申について説明する。基本方針については、高等学校において使用する教科用図書は、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から各校の教科用図書選定調査委員会が調査・研究し、教育委員会に答申することとしている。ただし、高等学校の場合は実技・実習を伴う科目等においては、科目に適した文部科学省検定済教科書、あるいは文部科学省著作教科書がない場合は、他の適切な教科用図書を使用することができると定められている。

なお、本市高等学校で使用する教科用図書については、各校の教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択していただくこととしている。

各校は教科用図書選定調査会要綱に基づき、公正確保に留意しながら、生徒に適した教科用図書についての調査研究を深め、厳正に審議し、答申書を作成したところである。

本日は、各校の教科用図書選定調査会より提出された答申書を教育委員会に提出する。

今後は、各校の答申を参考に、教育委員会において採択していただくこととしている。

各高等学校に設置された大阪市立高等学校教科用図書選定調査会の委員長にかわり、寺本高等学校教育担当課長から各選定調査会の答申を一括して提出。

答申書の提出に対する山本教育長からの発言要旨は次のとおりである。

いただいた答申書は、検定を受けた教科用図書について、教員がより近いまとまりの中

で児童生徒の状況に応じた研究を主体的に深めることができるなどの観点に基づき、4つの各採択地区の調査会及び選定委員会において、参加された数多くの教職員と保護者の皆様方、並びに学識経験者の皆様方が一つ一つの教科書を丹念に調査研究され、厳正に審議された末にでき上がったものであるという説明があった。

また、高等学校教科用図書の答申書についても、それぞれの選定調査会において同様に厳正な審議の末にでき上がったものとの説明があったものである。

私ども教育委員会としては、これらの答申書を踏まえ、今後十分に検討を重ね、8月前半をめどに教育委員会会議を開催し、公正かつ適正な採択を行ってまいりたい。

教育委員会としては、採択に当たっては静謐な環境の中で公正かつ円滑に検討することが不可欠であると考えている。ついては、これらの答申書は、公開することで公正かつ円滑な採択に支障を来すおそれもあることから、採択事務が全て終了するまでは、関係者以外には公開できない点についてもご理解をいただきたい。

協議題第22号「令和2年度使用教科用図書の採択に係る答申について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

先の案件において報告した、小学校の採択について説明する。

本日の配付資料については、別紙1に令和2年度使用教科書見本本一覧、別紙2に各教科の調査の観点、資料1-1から資料1-4に4採択地区別の答申資料一覧となっている。

また、答申資料の55ページに、資料2の教科書の閲覧に関するアンケート集計を記載している。

弘元初等教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

答申に至るまでの経過について、補足説明する。

本市における義務教育諸学校の教科用図書採択については、より学校現場の実情に応じた教科書採択を進めるために、今年度より採択地区を4地区とした。そして大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正し、4つの採択地区ごとに地区調査会を設置した。

地区調査会においては、それぞれの地区代表である区担当教育次長を中心に、目的意識を明確にしながら調査を進めた。具体的には、地区調査会が各地区における専門調査会並びに学校調査会の調査結果を取りまとめ、その整合性等を吟味しながら、選定委員会への

報告事務を進めた。

その後、選定委員会の場において、地区代表である区担当教育次長からそれぞれの地区調査について概要報告を行った後、各種目の担当指導主事より、種目ごとの調査結果の報告を行った。

選定委員会での議論においては、例えば同じ種目であっても地区ごとに優位性があるとする教科書に多少の違いがあらわれた。児童の実態を考えると、この教科書は配慮があってよいのではないかという御意見や調査票の表現について、他の発行者、他の教科書発行者との整合性についてはどうなっているのかといった御質問もいただいた。実際に見本本を改めて調査して、議論を何度も重ねて作成されてきた足跡がこの答申表となっている。

まず、別紙1に教科書見本本発行者別一覧となっており、ここに示している発行者から表に丸印がついている種目について、教科用図書の見本本が発行され、その見本本をもとに調査・研究を行ってきた。

次に、別紙2である。5月30日の第1回選定委員会では、選定のための計画の立案、そして調査を進める際に留意すべき調査の観点の作成が行われた。この調査の観点についての各選定委員会からの選定委員の意見としては、例えば学習指導要領にある各教科の見方・考え方を働かせるという視点が大事であるということや、言語や文化に対する理解を通して、他者理解をすることが大切であること、あるいは学びに向かう力、体験活動の大切さなど、さまざまな観点から子どもの実態に合っているか、使いやすさはどうかなど、これから調査する上でどういったことが大切かについて議論が交わされ、調査の観点が決定された。

続いて、別紙3の答申の見方について説明する。第1地区から順に、地区別、種目別に資料を並べている。答申資料は、発行者ごとに1者につき1枚で、文部科学省が定めている発行者番号順にとじている。

この答申の作成に当たり、4地区で13種目、52の専門調査会と、市内289校の小学校の学校調査会から出された調査結果を地区調査会がまとめた後、選定委員会に報告をした。選定委員会では、これらの調査結果をもとに審議を重ね、この答申を完成している。

答申作成に当たっては、特に優れている点や特に配慮・工夫を要する点について、観点ごとに文章で記述している。その中でもとりわけ特徴的なものについては、上段のところに総評という形でまとめている。総評の内容については、調査の観点のうち、大阪市教育振興基本計画にかかわるものや、或いは教育委員からの意見をもとにした今日的課題につ

いて、主に取り上げるようにしている。

また、総評のみ抜粋したものを、案件の23ページからの地区別の一覧表という形で、できるだけ見ていただきやすくまとめている。この資料も御活用していただきたい。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

アンケートの総数については、1,686点あり、閲覧した教科書の種類については、国語が最多で、次いで算数、道徳が多かった。

アンケートの主な意見、感想を少し紹介する。各教科とも興味・関心が持てる教科書になっている。あるいは児童に考えさせる時間を与えるように各者が努力されている様子がよくわかる。小学校の英語を見て、結構レベルが高いので驚いた。憲法のことをしっかり教えてほしい。教科書が大きいので子どもたちにとって持ち運ぶときに重くないか気になる。上下巻に分けてなるべく子供の負担を減らしてほしいなどの意見があった。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 今後の進め方にも関係するのですが、これはこれでそれぞれの教科書の特徴をいろんなところで評価していただいたということなのですからけれども、この後第1地区から第4地区まで、それぞれの教科について教科書を決めるということですよ。そうすると、そのときはそれぞれの地区からはこれが良い、これが地区としては希望ですというようなものは出てくるということですか。これは全ての教科書を比較した表なのですか。

**【弘元初等教育担当課長】** ここで全て文章表記しています。中には非常に優れている点であったり、あるいは逆に課題であったりということを書いていただいているのですが、大体この記述から特にその地区で優れているといった教科書というのが読み取れるのですけれども、とりわけご判断していただきやすいように、この中でもとりわけこういった発行者のものがこの地区では優位性があったといったこともご説明させていただきながら、ご判断をいただこうと思っています。

**【大竹委員】** 我々は全部を読むわけではないので、何かを重視して優れているものを選ぶということなのか、それとも平均的に見て優れた点が多い教科書を選ぶのか、あるいは逆にマイナスが少ないようなものを選ぶのかという基準があるのですか。それぞれの地区の現状からみて、教科書の良い点、悪い点は並べてあるということなのだけでも、例えば第1地区から見ると、学校ごとにはいろいろ選ぶ教科書が違う意見もあるが、総体と

して4つで選ぶということですから、地区のこういう観点からこの教科書が良いというようなものが出てくると、我々もそういう観点から見て判断はしやすいと思うのですけれども、その辺の扱いというのはどうなのですか。

【水口指導部長】 選定調査におきまして、それぞれこれだけの教科書がありますので、その中で、各地区でどの教科書に優位性があるのかということのを複数上げていただくような形で選定委員会は進めてまいりました。ですから、2つ程度の教科書発行者が、これがこの地区においては優位性があるということについては、選定調査の中では確認されています。

その選定調査の中で確認されたことは、2つ並列の形であるのですけれども、実際の地区調査においては、全く同じ並列の形ではないところがありますので、そのあたりにつきましては、それぞれの地区では選定委員会では2つを上げたのですけれども、地区調査におきましては、その2つの中での優位性についても議論されているところもございますので、そのあたりにつきましては、本日は時間がありませんので、次回お話をさせていただきます。

【大竹委員】 それによって我々もどこまで選定基準を尊重して、実際読まないといけないのかということが分からないので、プロセスを聞きたいのですが、次は地区ごとにそのようなものは出てくるのですか。

【水口指導部長】 そうです。現段階におきましては、調査の観点を最終選定委員会で作成をしました。この観点を調査をしました。それぞれの教科書を4つの地区ごとに13種目、52全部調査しましたので、学校調査も含めて出来た結果がこれになっております。しかしながら、これを全て隅から隅まで見るのはなかなか厳しい部分がございますので、総評を集約したのがこちらにそれぞれの地区ごとにございます。

これを一度ご覧いただきながら、その後、それぞれの地区の中で選定委員会に2つ、複数上げてきた中身がどんな状況であったということについて、次回にはご説明させていただく必要はあると思っています。

【異委員】 次回以降になると思うのですけれども、4地区になり、より地区の実態に沿った教科書選定ということが考えられると思うのですけれども、私たちにも各地区の特徴や課題をまとめたものを次回以降に示していただくということなのですか。

【弘元初等教育担当課長】 それぞれの地区ごとに議論になった視点ということが微妙に違うところがございます。



【異委員】 それは示していただけるということですね。あと、アンケートなのですけれども、総計が1,686件あったということで、中身はもしかしたら関係者の方が言っている場合もあるのかなというふうに思うのですけれども、この比重というか参考程度にするのか、何%ぐらいこれに沿ってという感じにするのか、どんな感じになるのですか。

【弘元初等教育担当課長】 あくまで参考資料ということで、これによって何かが左右されるということはありません。

【山本教育長】 今ありましたように、こちらのほうで定めた手続の部分での専門家なり、現場の声が本日上がってまいりましたので、この部分について、これだけではなくて、どういう議論経過があつてこういうふうな形になっているのかということは今からまたご説明させていただいて、それで決めるのではなくて、そこに各先生方のご意見を出していただいて、あとは合議制の機関ですので、総合的に皆さん方と議論して判断していただくこととなります。

まず本日が実質的な審議のスタートになりますので、今いろいろ出た点も踏まえて、十分な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、高等学校の選定調査票について説明する。

高等学校においては、各校に設置された選定調査会においてそれぞれ答申書を作成している。作成に当たっては、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、各校における教育目標、あるいは学科等の特色等を踏まえて、いろいろな調査研究を行った上で、具体的な記述をさせていただいたところである。

答申書には、様式1から4まであり、各様式の記載内容については、この後、高等学校教育担当課長から説明をさせていただく。

寺本高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

様式1から4までについて、学校により提出する必要のない様式もあるので、本日は西高校を例に説明する。

まず、様式1について、表の中の最初に、調査会の構成がある。そこには括弧書きで資格要件に合致するものと明記している。これは、採択における公正確保のため、執筆等に関わった教員が選定に関わっていないということを明確にするためである。

その下に調査研究・選定の経過があり、各見本本の比較検討やアンケートの実施など、答申書作成までの調査研究の経緯が記載されている。これも公正確保されているという確認である。

答申書の作成については、各校の教育目標や学科の特色を踏まえ行うことから、学科等の特色についてという欄を設けている。西高校の場合は、英語科・情報科学科・流通経済科に加え、来年度、教育情報科を設置するので、4学科の教育目標が記載されている。

さらに、選定の観点として、学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点については6点定めている。各校ではこの観点をもとに調査研究を行っている。

一番下に保護者及び生徒の意見として、アンケートによって得られた意見の要旨を記載している。様式2は選定した教科書の一覧表であり、観点の欄があり、学科それぞれの観点で、特に重視した2点を示している。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

8月6日に予定している教育委員会議においては、各校の選定調査委員長、主に校長が出席するので、質問等があれば、事前に選定調査委員長にお伝えする。

質疑の概要は次のとおりである。

**【平井委員】** 高校は基本的にこれで結構です。大切にしてほしいのは指導内容の「つながりと定着」です。教科書は児童・生徒の到達度など、それぞれの実情に合わせて選ばれば良いと思いますし、現場の意見を尊重するのが基本だと思います。ポイントとなるのはそれを使ってどう指導していくかということです。「つながりと定着」が見えるようなシラバスを作成してほしいと思います。指導要領も改訂されるだけにどのように使いこなすかをじっくり研究していく体制づくりも必要です。

協議題第23号「教育行政点検評価報告書（素案）について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条と、大阪市の教育行政基本条例第6条の各号に基づき、市長及び教育委員会が毎年教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検評価を行って作成するものである。

今年度の構成としては、局運営方針に掲げていた各具体的取組の状況の点検、評価と、

教育委員会の活動状況、そして全体としての点検、評価を行った上で、教育長、教育委員よりいただいた自己評価を掲載している。

平成30年度が現行の大阪市教育振興基本計画中間年に当たることから、計画に掲げられた各施策で設定している目標の進捗状況、取り組みの中間評価を行った。中間評価については、教育振興基本計画で重点的に取り組むべき施策として掲げられた8つの施策ごとに、計画策定時に設定した成果指標の達成状況を評価している。

少しピックアップすると、施策1の安全で安心できる学校、教育環境の実現においては、子供たちの規範意識にかかわる3つ目の指標に、全国平均に近づく状況が見られ、それに伴い学校では暴力行為の件数が減少するなどの成果が見られる。

ただし、不登校の割合を減少させるという指標については、全国平均との差においても拡大傾向にあり、順調とは言えない状況が進んでいる。

不登校については、不登校の児童生徒を学校へ戻すという目標となっているが、この間の国の新たな義務教育の機会の確保を目的とする法律の制定などを踏まえ、不登校児童生徒の実態を把握した上で、学校に戻すだけではない多様な支援が必要となっているということも踏まえて、中間見直しや、次期計画の策定においては、新たな目標、成果指標の設定について、取り組み内容も含めた検討が必要になると考えている。

学力向上について、振興基本計画では標準化得点をどう上げるかということがもともとなく、1つ目は下位層、平均の正答数が全国平均の7割に満たない児童生徒の割合を減らす、その次が2割以上上回る児童生徒の割合をふやすという、上位層を伸長させて、下位層を少なくするという指標を設定しており、この間、全体的に改善傾向にあるものの、期待されるほどの改善に至っていないことを課題としてきたが、ここ2年の状況としては、小学校における数値が悪化するなど厳しい状況が続いている。

学校の授業以外で学習する、全く勉強しない児童生徒の割合を少なくするという指標があるが、こういったところでも小学校の数値が上がっているため、さらなる対策が必要になっている。

これらを踏まえ、これから中間評価、また国の第3次の教育振興基本計画などの動きを踏まえて、教育振興基本計画の中間見直しに向けた作業を進め、教育委員会会議での協議をいただきたい。

また、市政改革プラン2.0については、全市で掲げている市政改革プランに基づく取り組みを掲載している。昨年12月に市政改革室より、施策と事業の選択と集中に向けた点検、

精査というものの調査を受け、市政改革室から意見をいただいている。

この間、教育への重点投資に対して、教育委員会として成果に結びつくことを意識して、施策、事業を再構築するようという事でまとめられており、市政改革室としても学校現場の意見を聞きながら、第三者として提案していきたいとされているが、本来は5月に提案いただく予定だったが、今時点でまだできていないということである。

また、この間の教育に対する重点投資を受けて、自立的な改革も行っていかなければならないと考えていることから、本年度は年度当初に協議いただいた改革プロジェクトチームをつくり、質の高い学校運営、それから教育を支える力の育成、成果を意識した制度の検討の3つの方向性で成果を上げるための改革というものを取りまとめていきたいと考えている。

本日は、この報告書を素案として取りまとめたものを示し、今後8月にかけて、外部の有識者から素案についての講評をいただき、それを組み入れて案としたいと考えている。

案については、改めて市会提出予定案件として、9月の教育委員会において議決をいただき、その後、副市長、市長の決裁を経て、10月の決算市会に提出し、ホームページにも掲載して、市民の皆様にも公表したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 全国的に見ると、ニュースでもいろんなところでいじめで自殺というのがある。いじめの問題は社会的にセンシティブになっているので、やはり早目に見つけることが大切だと思います。見つけるということは分母が多くなるということではあるのだけれども、やはりそれが大事だと感じます。いろいろ後手を踏むと、学校の先生方にしても父兄の方々にしても、お互い後でしこりが残りますので。

**【川本政策推進担当部長】** 毎学期ごとにアンケートをしまして、そこで出てきたものについて、きちんと事実として認知するという形です。

**【大竹委員】** 認知されたものが分母になると。

**【川本政策推進担当部長】** そうです。認知度がぐっと一時期上がったのですが、解消度を下げないようにというのを目標に。

**【平井委員】** 改革プロジェクトチームについてですが、指導要領が改訂されるので、振興基本計画の中で精査すべき内容とうまく整合させて、スクラップ・アンド・ビルドする必要があると思います。

【異委員】 この間の進捗状況のところ、改めて見させてもらおうと、AとBなのですが、達成に向けた進捗状況は順調であるというのと、順調とは言えないというところが、すごく漠然としているなと思ったのです。評価報告書なので、具体的にというか、多分何かの線引きでこれは順調でA、順調でないBとなっていると思うのですけれども、そこを書いてくれないと、我々もやりにくいなと思います。

【大森総括指導主事】 市政改革室の様式に沿って、基本的にAとBの2段階で、順調であるか順調でないかというところの評価になっておりまして、令和2年度末の目標達成に向けて順調に改善が見られているものについてはA、十分ではないと見られるものについてはBというような形で、2段階の評価で示す形にさせていただいております。

【異委員】 大丈夫ですか。中間とはいえ、このまま継続して達成が期待できるのかとか、達成するには努力が必要とか、せめてそれぐらいの文言が入っても良いのかなと。

【川本政策推進担当部長】 大丈夫です。このままの推移で行ったら、これまでの計画期間内に達成できますという視点では作っています。

【異委員】 もう1つ、最後のところの、施策、事業のさらなる選択と集中に「生かしてまいる」という表現もどうなのかなと思いました。

【川本政策推進担当部長】 分かりました。表現について検討します。

【平井委員】 いじめの問題では、内容を十分に確認して、合意形成した上での対応するのが基本ですが、教師の毅然たる態度、姿勢についても精査してもらいたいと思います。いじめられたかどうかというときに、何をもっていじめとするのかということもより明確にしたいですね。教育的配慮についても最重要項目として事務局のほうでも十分検討されたほうが良いと思います。

【川本政策推進担当部長】 いじめの指針はつくっていて、おっしゃるとおりの基準になってしまっているところがあります。第三者を入れるようなところはアドバイスしてもらおうようにします。

議案第51号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校の主務教諭によるわいせつ物陳列及び児童ポルノの所持に係る懲戒処分に関する案件である。

処分内容は、地方公務員法第29条第1号及び第3号による懲戒処分として、免職とする。

本件概要について、当該教諭は平成29年12月から平成30年6月までの間にかけて、インターネット上にモザイク処理を施した自身の性器の画像を送信して、不特定多数の者に閲覧可能な状態に設定した疑いで、平成30年10月18日に自宅捜索を受けており、その件に関する警察の捜査で児童ポルノを保存していたことが発覚したものである。

なお、当該教諭は以前にも懲戒処分を受けている。

本件は、被害者がいないわいせつ事案であるが、教育公務員であること、書類送検で報道発表され社会的影響が大きい事案であるとして、本事案において罰金40万円の略式命令を受けている。当該教諭は、わいせつ事案ではないが、懲戒処分の前歴があること等を総合的に考慮して、免職が相当であると考えている。

本日、処分について承認いただけたら、明日7月17日に処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第52号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、中学校の講師が自身の勤務する校内で生徒の性器を触ったことに係る懲戒処分に関する案件である。

処分内容は、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として、免職とする。

本件概要について、当該講師は令和元年6月3日午後2時ごろ、自身が担任する特別支援学級の男子生徒と2人きりの教室において、カッターシャツを入れることを口実に、下着の中に手を入れ、性器を触ったものである。当該講師は、関係生徒に対して過去にも2度、出ている服をズボンに入れた際に身体に触れているが、その際には下着の中に手を入れることはなかった。

処分量定については、大阪市職員基本条例第28条、別表第73項において、教職員が18歳未満の者に前3項、この事案では70項、暴行もしくは脅迫を用いてわいせつ行為を行うこと、または18歳未満の者にわいせつな行為をすること、もしくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせることに掲げる行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させることに該当し、免職が相当であると考えている。

なお、本件事案につきましては、関係生徒の保護者から警察に被害届が出されており、現在捜査中であるので、本日、処分について承認いただければ、今後の捜査状況を見守り

ながら、警察と調整の上、処分発令日を決めてまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第53号「職員の人事について」を上程。

※説明要旨及び質疑概要については職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

協議題第24号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

東中浜小学校教頭について、7月19日の健康審査会に付議する予定となっており、当審査会では、病気休職が相当と判定された場合、休職発令を行うこととなる。

その場合の後任の人事について慎重に検討を進めた結果、市教育センター指導主事三椏義範を教育委員会教育長専決規則第2条第1項による急施専決処分を行った上、本人に対し内示を行い、7月23日付で人事異動発令いたしたい。

なお、次回の教育委員会、7月30日に予定されている教育委員会会議において、内容について改めて御報告させていただく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 病気休職の原因は職場環境なのか、個人的な家庭環境なのよく分からないのですが、いずれにしてもその原因というのは、分析しないといけないと思います。例えば長時間労働ということが学校としてあったとしたら、やはりそれをなくすということをやっていないと、なかなか人を替えて終わりというわけにはいかないのです、是非検討していただきたいと思います。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---